

第五十八回 参議院石炭対策特別委員会會議録第四号

昭和四十三年四月十日(水曜日)
午後一時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長	理事	委員	衆議院議員	修正案提出者	國務大臣	政府委員	事務局側
光村 甚助君	小野 明君 鬼木 勝利君	井川 伊平君 石原幹市郎君 沢田 一精君 高橋雄之助君 徳永 正利君 西田 信一君 柳田桃太郎君 阿部 竹松君 大矢 正君 宮崎 正義君	多賀谷眞穂君	修正案提出者	通商産業大臣 権名悦三郎君 労働大臣 小川 平二君	通商産業政務次官 熊谷太三郎君 通商産業省石炭局長 中川理一郎君 労働省職業安定局長 有馬 元治君	常任委員会専門員 小田橋貞寿君

本日の會議に付した案件

○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○当面の石炭対策樹立に関する調査(石炭対策の基本施策に関する件)

○石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止制限等を変更するための法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(光村甚助君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

まず、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。その提案理由の説明を聴取いたします。権名通商産業大臣。

○國務大臣(権名悦三郎君) 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、石炭鉱業及び亜炭鉱業による残存鉱害量は、膨大な額に達しており、国土の保全、民生の安定の見地から深刻な問題となつております。

○委員長(光村甚助君) 次に、当面の石炭対策樹立に関する調査を議題といたします。

次にこの法律案の要旨について御説明いたします。

第一は、鉱害基金と鉱害復旧事業団を統合して石炭鉱害事業団とすることとし、新事業団は、現在鉱害基金が行なっている鉱害賠償の担保の管理及び鉱害賠償資金等の融資の業務と、現在鉱害復旧事業団が行なっている鉱害の計画的な復旧に関する業務を総合的に行なうこととしたしております。

第二は、鉱害の賠償に関する紛争が生じ、鉱害復旧の促進のためその解決が必要な場合等においては、地方鉱業協議会の裁定を行なうことができることとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(光村甚助君) 以上で本案の提案理由の説明を終りますが、以後の審査はこれを後日に譲ることといたします。

○委員長(光村甚助君) 次に、当面の石炭対策樹立に関する調査を議題といたします。

石炭対策の基本施策に関する件について、権名通商産業大臣並びに小川労働大臣からそれぞれ説明を聴取いたします。

○國務大臣(権名悦三郎君) 第五十八回通常国会におきまして、石炭対策特別委員会の御審議をいただくにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

石炭鉱業につきましては、石炭鉱業審議会の答申及びその趣旨に沿って行なわれた閣議決定に基づきまして、昨年度から石炭鉱業の安定、保安の確保、鉱害復旧、産炭地域振興等に一そう強力な施策を実施してまいりましたのであります。

しかしながら、その後、自然条件の悪化、労務

者不足等をおもな原因とする出炭不振と、これによる資金経理状況の悪化により石炭鉱業は従来にも増してきびしい環境下に置かれているのが現状であります。

このため、政府といたしましては、生産体制の整備、経営基盤の強化、長期需要の確保等をはかり、石炭鉱業の長期安定生産体制の確立を期するとともに、保安の確保につきましても引き続き人命尊重の基本に立つて施策を推進し、その万全を期する決意であります。

また、鉱害対策につきましては、鉱害復旧事業規模の増大、鉱害復旧体制の強化等により、その処理の促進をはかり、産炭地域振興対策につきましても、新産炭地域振興実施計画を基礎として対策の強化をはかる所存であります。

なお、これらの措置の実施につきましましては、所要の立法措置及び予算措置について、本国会において御審議をいただくこととして、次第であります。

さらに、このような施策の推進と並行いたしまして、今後、出炭及び企業の経理状況等の分析及び予測を行ない、石炭鉱業の長期安定のための基本的方策をできるだけ早く検討することとし、真に石炭鉱業の再建がはかられるよう努力してまいる決意であります。

本特別委員会は従来から石炭対策につき熱心に御審議をいただき、また、心強い御指導御鞭撻をいただいておりますが、本国会におかれましては、一そうの御協力をお願い申し上げます。

○委員長(光村甚助君) 次に、小川労働大臣。

○國務大臣(小川平二君) 石炭鉱業に関する当面の労働諸問題について、一言所信を申し述べ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

最近における石炭鉱業の動向を見ますと、閉山合理化は予期以上に進行しつつあり、今後なお相当数の離職者が発生することが予想され、その

前途は、なおきびしいものがあります。これが対策につきましても、累次整備をみた炭鉱職者臨時措置法を中心に、従来の経験をも十分に活用して、今後とも万全を期してまいらる考えであります。

石炭鉱業における労働災害の防止につきましては、労働者保護の見地から重大な関心を持ち、努力してきたところでありますが、最近においても美阻炭鉱におけるガス爆発等の重大災害が続いており、まことに遺憾な状態にあります。労働省においても、石炭鉱山の災害に伴って発生するおそれのある一酸化炭素中毒症に対する対策について、いわゆるCO法の順守を徹底せしめる等、所管事項について万全の措置を講ずるとともに、通商産業省との連携を密にし、石炭鉱業における労働災害の防止に一そうの努力を重ねてまいりたいと存じます。

なお、石炭鉱業の最低賃金につきましては、石炭鉱業における労働条件の改善をはかるために、今般中央最低賃金審議会の答申に基づいてこれを改正し、その最低賃金額の引き上げを行なったところであります。石炭鉱業に働く労働者の労働条件につきましては、今後ともなお一そうの努力を重ねてまいらる所存であります。

以上、当面の諸施策について所信の一端を申し上げた次第であります。今後とも各位の御意見を十分拝聴しながら、行政の推進に一そうの力を尽くしてまいりたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(光村基助君) ちょっと速記をとめてください。

○委員長(光村基助君) 速記を起こして。

○委員長(光村基助君) 速記を起こして。

○委員長(光村基助君) 次に、石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案を議題といたします。

本案は、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日はまずその補足説明を聴取いたします。中川石炭局長。

○政府委員(中川理一郎君) 先日、石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げましたが、これに關しまして補足説明をさせていただきます。

石炭鉱業経理規制臨時措置法及び臨時石炭対策本部は、ともに昭和三十一年の第一次答申に基づき、石炭鉱業合理化計画の円滑な推進をはかるものとして、一つは経理の適正化と経営の合理化をはかるために制定され、他は産炭地域振興対策、労働者対策等につき、現地の実情に即した石炭対策を推進するために設置されたものであります。

石炭鉱業経理規制臨時措置法は、石炭鉱業合理化事業団から資金の借り入れを受けていること等一定の要件に該当する石炭会社、これは元利補給金の交付を受けております再建整備会社につきましては、再建整備法において同様の規制を行なっておりますので、これを除外しておりますが、これを対象としたしまして、利益金の処分について通商産業大臣の認可を受けさせること、それから事業計画及び資金計画を通産大臣に届け出させること、通商産業大臣はこれらの会社の経理業務監査を行なうこと等の規制を行ないまして、これによつて経理の適正化をはかることとしたしておるのでございます。一方、臨時石炭対策本部は、福岡通商産業局長を本部長といたしまして、関係省の出先機関を本部長として、相互に連絡調整をはかり、的確な石炭対策の実施をはかるべく九州に設けられたものでございます。

両者は、これまで石炭鉱業の合理化に大きく寄与してまいりましたが、当時の合理化計画の目標年度が昭和四十二年とされておりましたために、ともに過日の三月末をもって終了することとされておたわけでございます。しかしながら、御承知のとおり石炭鉱業はなお深刻な不況の中にございまして、現在、昭和四十五年を目標とする

合理化安定対策が講ぜられておるところであります。したがって、石炭鉱業経理規制臨時措置法及び臨時石炭対策本部もこれら対策の円滑な推進をはかるため、新たな合理化計画の目標年度である昭和四十五年まで存続させる必要があると考えたわけでございます。本法律案はこのような考えのもとに、石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限及び臨時石炭対策本部の存置期限を昭和四十三年三月三十一日から昭和四十六年三月三十一日まで延長しようとするものでございます。

なお、本法律案は政府原案では、現行の石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限及び臨時石炭対策本部の存置期限に合わせまして、昭和四十三年三月三十一日から施行することとしたしてありますが、同日までに成立を見なかつたため、衆議院におきまして、施行期日を「公布の日」に改めるとともに、昭和四十三年三月三十一日限りで形式的に存置期限の切れる臨時石炭対策本部につきましては本法「施行の日」に新たに置かれるものとする。旨の確定規定を加えて規定の整備をはかられたわけでございます。

以上、この法律案につきまして補足説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(光村基助君) 速記をとめて。

○委員長(光村基助君) 速記を起こしてください。

○委員長(光村基助君) 速記を起こしてください。

○委員長(光村基助君) 速記を起こしてください。

○委員長(光村基助君) 速記を起こしてください。

に改め、なお、臨時石炭対策本部はその設置の期限である昭和四十三年三月三十一日がすでに経過したし、その効力を失つておりますので、「臨時石炭対策本部は、この法律の施行の日」に新たに置かれるものとする。」といったのであります。

○委員長(光村基助君) 以上で説明を終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十九分散会

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

の計画的な復旧を図るための業務を行なわせることにより、被害者等の保護並びに国土の有効な利用及び保全を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的とする。

第四条第二項中「鉱害基金（以下「基金」といふ。）を「石炭鉱害事業団（以下「事業団」といふ。）に改め、同条第三項中「基金」を「事業団」に改め、同条第四項第五号中「昭和二十七年法律第二百九十五号」の下に、「以下「復旧法」といふ。」を加える。

第五条第一項、第六条第五項及び第十一条中「基金」を「事業団」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 鉱害賠償に関する裁定

（裁定の申請）

第十一条の二 次の紛争が生じたときは、当事者は、通商産業省令で定める手続に従い、地方鉱業協議会の裁定を申請することができる。ただし、その鉱害の賠償に関し、訴訟が係属し、又は調停手続が行なわれているときは、この限りでない。

一 そのに生じている鉱害の賠償に関する紛争をあらかじめ解決しておくことが事業団の復旧基本計画（復旧法第四十八条第一項の復旧基本計画をいう。以下同じ。）の作成を促進するために必要であると認めて通商産業大臣が指定した地域内に生じている鉱害の賠償に関する紛争

二 石炭鉱業合理化事業団（以下「合理化事業団」といふ。）に対し石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）第三十一条又は第三十二条第二項に規定する採掘権又は鉱業施設の充減しの申込みがあつた場合におけるその採掘権の鉱区又は鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に係る鉱害の賠償に関する紛争（前号の紛争に該当するものを除く。）

三 合理化事業団が保有する採掘権の鉱区に係る鉱害の賠償に関する紛争（第一号の紛争に

該当するものを除く。）

四 石炭鉱業合理化臨時措置法第三十五条の石炭鉱山整理促進交付金の交付の決定の日から同法第三十五条の第三項の規定により合理化事業団が同項第二号の債務の弁済を行なう日までの間において同号に規定する鉱害の賠償に關して生じた紛争（第一号の紛争に該当するものを除く。）

（申請の却下）

第十一条の三 地方鉱業協議会は、前条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

3 地方鉱業協議会は、前条第二号の紛争について同条の規定による裁定の申請があつた場合において、採掘権若しくは鉱業施設の充減しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、又は合理化事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

3 地方鉱業協議会は、前条第四号の紛争について同条の規定による裁定の申請があつた場合において、石炭鉱山整理促進交付金の交付の決定が取り消されたときは、その申請を却下しなければならない。

4 地方鉱業協議会は、前三項に定める場合を除くほか、前条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実についてなお当事者間の協議により解決を図ることが適当であると認めるときは、その申請を却下することができる。

（聴聞）

第十一条の四 地方鉱業協議会は、第十一条の二の規定による裁定の申請を受理したときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 地方鉱業協議会は、前項の聴聞をしようする

ときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を指示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（裁定）

第十一条の五 地方鉱業協議会は、聴聞の結果に基づき、裁定を行なう。

2 前項の裁定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3 地方鉱業協議会は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

（裁定の不服の訴え）

第十一条の六 前条第一項の裁定に不服のある者は、その裁定書の謄本の交付を受けた日から三月以内に、訴えを提起することができる。

2 前項の訴えにおいては、賠償義務者又は被害者を被告とする。

（報告等）

第十一条の七 地方鉱業協議会は、裁定を行なうため必要があると認めるときは、当事者若しくは利害関係人から報告若しくは資料の提出を求め、又はその委員に紛争の原因たる事実関係につき実地に調査させることができる。

（時効の中断）

第十一条の八 第十一条の二の規定による裁定の申請は、鉱業法第一百五十一条前段の時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

（裁定委員会）

第十一条の九 地方鉱業協議会による裁定は、当該事案について設ける裁定委員会によつて行なう。

2 裁定委員会は、地方鉱業協議会の委員のうちから委員長が指名する三人以上の者をもつて組織する。

産業省令で定める。

「第三章 鉱害基金」を「第三章 石炭鉱害事業団」に改める。

第十二条を次のように改める。

（目的）

第十二条 事業団は、鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るため、鉱害の賠償のための担保の管理、鉱害の賠償に必要な資金の貸付け、鉱害の復旧のための復旧基本計画の作成その他の業務を行なうことを目的とする。

第十三条から第十五条まで及び第十六条第一項中「基金」を「事業団」に改める。

第十七条中「基金」を「事業団」に、「鉱害基金」を「石炭鉱害事業団」に改める。

第十八条中「基金」を「事業団」に改める。

「第二節 役員及び職員」を「第二節 役員等」に改める。

第十九条中「基金」を「事業団」に、「理事二人以内」を「専務理事一人、理事四人以内」に、「監事一人」を「監事二人以内」に改める。

第二十条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「基金」を「事業団」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「理事長」を「理事長及び専務理事」に、「基金」を「事業団」に、「理事長に」を「理事長及び専務理事に」に、「理事長が欠員を」を「理事長及び専務理事が欠員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「基金」を「事業団」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 専務理事は、事業団を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第二十一条第二項中「理事」を「専務理事及び理事」に改める。

第二十二条を次のように改める。

(役員)の欠格事項

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第二十三條第一項中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者に改め、同条第二項中「理事が前条各号の一」を「専務理事又は理事が前条の規定により役員となることができない者に改める。

第二十四條第二項中「理事」を「専務理事若しくは理事」に改める。

第二十六條中「基金」を「事業団」に、「理事長と」を「理事長又は専務理事と」に、「理事長は」を「理事長及び専務理事は」に改める。

第二十七條中「基金」を「事業団」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(鉱害復旧評議員会)

第二十七條の二 事業団に、鉱害復旧評議員会(以下「評議員会」という)を置く。

2 評議員会は、評議員三十人以内で組織する。

3 評議員は、鉱害の復旧に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 評議員の任期は、三年とする。

5 評議員は、再任されることが出来る。

第二十七條の三 復旧基本計画の作成及び変更は、評議員会の議を経なければならぬ。

2 評議員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、鉱害の復旧に關する重要事項を調査審議する。

第二十八條中「基金」を「事業団」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(役員等の秘密保持義務)

第二十八條の二 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならぬ。

第二十九條中「基金」を「事業団」に改める。

第三十條中「基金」を「事業団」に改め、同条第四

号を次のように改める。

四 復旧法の定めるところにより行なう次の業務

イ 復旧基本計画の作成

ロ 復旧工事に係る鉱害の賠償義務者の納付金及び受益者の負担金の徴収

ハ 復旧工事の施行

ニ 事業団以外の者が施行する復旧工事の復旧費のうち事業団の負担となるものの支払

ホ 復旧工事により設けられたかんがい排水施設の維持管理

ヘ 鉱害に係る農地及び農業用施設に対する補償金並びに事業団以外の者がホの施設の維持管理をする場合における維持管理費の支払

第三十一條第一項を次のように改める。

事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、合理化事業団又は金融機関に対し、前条第一号から第三号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む)の一部を委託することが出来る。

第三十二條第一項中「基金」を「事業団」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第三十三條から第三十七條までの規定中「基金」を「事業団」に改める。

第三十八條の見出し中「鉱害基金債券」を「石炭鉱害債券」に改め、同条第一項中「基金」を「事業団」に、「鉱害基金債券」を「石炭鉱害債券」に改め、同条第四項中「基金」を「事業団」に改める。

第三十九條から第四十三條まで及び第四十四條第一項中「基金」を「事業団」に改める。

第四十五條第二号中「第四十二條」を「第三十二條第二項又は第四十二條」に改める。

第四十九條中「基金」を「事業団」に改める。

第五十條の次に次の一条を加える。

第五十條の二 第二十八條の二の規定に違反し

て、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十二條中「又は前二條」を「第五十條又は前條」に改める。

第五十三條中「基金」を「事業団」に改める。

第五十四條中「鉱害基金」を「石炭鉱害事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

附則第十條、附則第十一條第一項及び附則第十二條中「基金」を「事業団」に改める。

3 鉱害復旧事業団の昭和四十三年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により鉱害復旧事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(鉱害復旧事業団からの権利及び義務の承継に伴う経過規定)

第五條 この法律の施行前に改正前の臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第三十二條第一項の規定による認可を受けた業務の方法は、新法第三十二條第一項の規定による認可を受けた業務方法書とみなす。

2 この法律の施行前に改正前の臨時石炭鉱害復旧法第三十四條第一項の規定による認可を受けた借入金金の借入れは、新法第三十八條第一項の規定による認可を受けてした借入金金の借入れとみなす。

(非課税)

第六條 附則第四條第一項の規定により石炭鉱害事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得については、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(罰則に關する経過規定)

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

臨時石炭鉱害復旧法の一部改正

第八條 臨時石炭鉱害復旧法の一部を次のように改正する。

第二章 削除

第二章 削除

第二章 削除

第二章 削除

第二章 削除

第二章 削除

かに」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「の承認を受けなければならない」を「に協議しなければならない」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

5 通商産業大臣は、第三項の規定により第一項の認可の申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の認可をした事項を変更しようとするときは、都道府県知事の意見をきかなければならない。

第六十八条第一項中「第三十二条第一項の認可を受けた業務の方法に」を「石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十一年法律第九十七号)第三十二条第一項の認可を受けた業務方法書(以下「業務方法書」という。)で」に改め、同条第二項中「第三十二条第一項の認可を受けた業務の方法に」を「業務方法書で」に改める。

第七十条第一項中「第二十八条第一項若しくは第二項の規定により賦課徴収する金額(以下「賦課金」という。)」を削る。

第七十一条第一項中「賦課金、」を削る。

第七十二条中「賦課金」を削り、「財産差押」を「財産差押え」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十二条を次のように改める。

(経費の賦課等)

第九十二条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、石炭鉱害賠償等臨時措置法第三十条第四号の業務及びこれに附帯する業務に係る経費(同号ハ及びホの業務を行なうため必要なもの並びに同号ニ及びヘの支払に充てるべきものを除く。以下「事務経費」という。)並びに家屋等の復旧費であつて第五十三条の二第二項の規定により事業団が負担すべきものに充てるため、毎事業年度において、賠償義務者に対し、前事業年度中にその復旧費の全部又は一部を事業団が負担して施行した復旧工事のうちその賠償義務者に係る鉱害の復旧のため必要となつたものの復旧費に、百分の七

以内の割合を乗じて得た金額を賦課徴収することができる。

2 第七十条から第七十二条まで及び第七十二条の三の規定は、前項の規定による賦課徴収金の徴収に準用する。

第九十七条の見出し中「事務経費補助」を「事務経費交付金」に改め、同条中「を補助する」を「に充てる」に、「百分の四以内において政令で定める割合を」を「百分の一」に改める。

第九十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九十八条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(資料の提出)

第九十八条の二 事業団は、石炭鉱害賠償等臨時措置法第三十条第四号イ、ロ及びヘの業務を行なうため必要があるときは、鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、被害者又は第五十二条の受益者となるべき者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第一百条を次のように改める。

第一百条 削除

第一百条第二号中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「又は虚偽の報告を」を「若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避」に改め、同条を同条第二号とする。

第一百三十三条及び第一百四十四条を次のように改める。

第一百三十三条 削除

第一百四条 第九十八条の二第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、一万円以下の罰金に処する。

第一百六条を次のように改める。

第一百六条 第六十八条第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十条第二項(第九十二条第二項において準用する場合を含む。)(又は第九十二条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けなければならない事項を認可を受けなかった事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。)

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正に伴う経過規定)

第九條 この法律の施行前に改正前の臨時石炭鉱害復旧法第二十八条第二項の規定により鉱害復旧事業団が通商産業大臣の認可を受けてした賦課徴収は、改正後の同法第九十二条第一項の規定により石炭鉱害事業団が通商産業大臣の認可を受けてした賦課徴収とみなす。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第十條 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 鉱害賠償に関する規定(第四十三條―第五十一條)」を「第四節 削除」に改める。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 削除

第四十三條から第五十一條まで 削除

第八十三條 第六十八條の十三第一項の決定についての異議申立てにおいては、対価についての不服をその決定についての不服の理由とすることができる。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過規定)

第十一條 この法律の施行前に改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第四十三條、第四十四條第一項又は第四十四條の二第二項の規定によつてした裁定の申請については、なお従前の例による。

(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

第十二條 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二第二項中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(石炭対策特別会計法の一部改正)

第十三條 石炭対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「鉱害基金」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業振興事業団」の下に「石炭鉱害事業団」を加え、「鉱害基金」を削る。

第七十二条の五第一項第七号中「鉱害復旧事業団」を削る。

第七十三条の四第一項第一号及び第三百四十八條第二項第二号中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号及び第六号の二中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十六條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「中小企業振興事業団」の下に「石炭鉱害事業団」を加える。

(災害対策基本法の一部改正)

第十七条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第五号を次のように改める。

五 削除

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害基金の項及び鉱害復旧事業団の項を削り、税理士会の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団
法(昭和三十八年法律第九十七号)

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害基金の項を削り、石油開発公団の項の前に次のように加える。

石炭鉱害事業団
法(昭和三十八年法律第九十七号)

別表第二第一号の表中鉱害復旧事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中鉱害基金の項及び鉱害復旧事業団の項を削り、森林開発公団の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団
法(昭和三十八年法律第九十七号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中鉱害基金の項を削り、森林開発公団の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団
法(昭和三十八年法律第九十七号)

(行政管理局設置法の一部改正)

第二十二条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

四月五日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十三日)

一、石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案

石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附 則

1 この法律は、公布の日、昭和四十三年三月三十一日から施行する。

2 臨時石炭対策本部は、この法律の施行の日新たに置かれるものとす。

昭和四十三年四月十七日印刷

昭和四十三年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局